

1 国立・国定公園制度と指定状況

自然公園法の目的

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資する。

Keyword1: 自然の風景地 Keyword2: 保護と利用

優れた(自然の)風景地
(多様な生態系を包含)

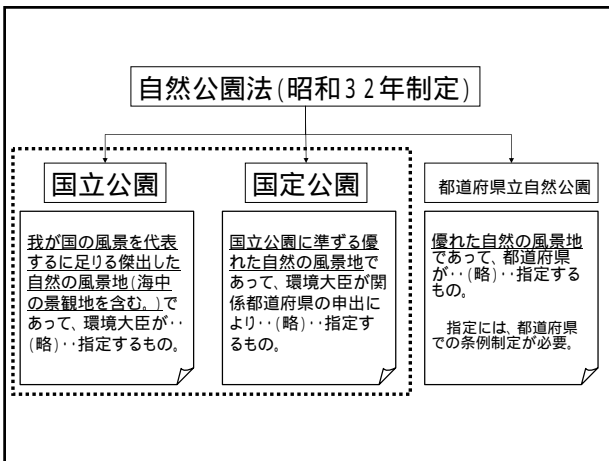
優れた自然
(生態系、希少種...)

国立・国定公園の指定

- 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。
- 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。

指定にあたって、土地所有の有無は関係ない。

Keyword3: 地域制自然公園制度



国立公園等の指定状況

種別	公園数	陸域面積 (ha)	国土面積に対する割合 (%)
国立公園 (国指定、国管轄)	28	2,065,156	5.46
国定公園 (国指定、県管轄)	55	1,344,500	3.56
合計	83	3,409,656	9.02

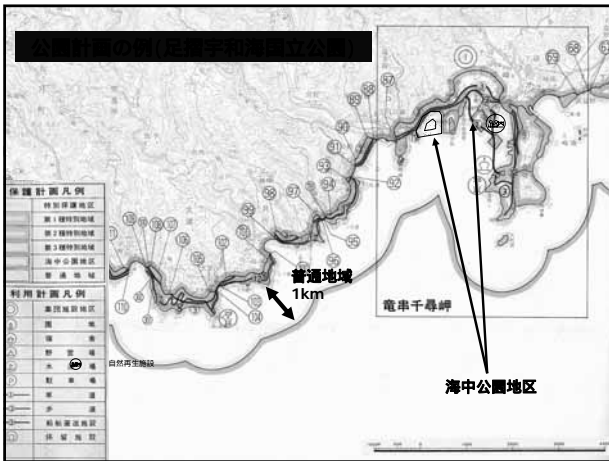
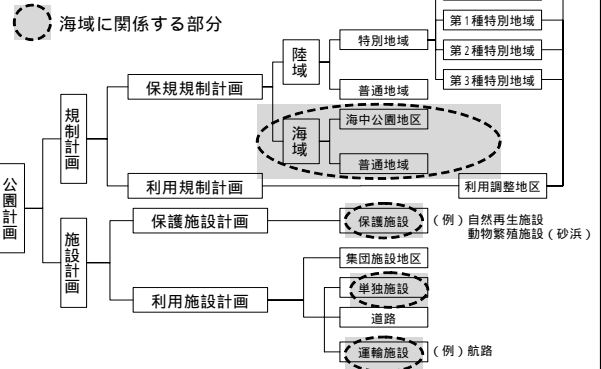
陸域と海域

- 国立・国定公園の区域は、海面にも設定可能 (= 普通地域)。
- 海中の景観を維持するため、海面区域内に、海中公園地区を指定することが可能。(同地区内では、各種行為を規制)

	国立公園		国定公園		合計	
陸域	2,065,167ha	62.0%	1,344,453ha	75.3%	3,409,620ha	66.6%
海域	1,266,500ha	38.0%	441,700ha	24.7%	1,708,200ha	33.4%
	(1,410ha)	-	(1,385ha)	-	(2,795ha)	-
合計	3,331,667ha	100%	1,786,153ha	100%	5,117,820ha	100%

4.0% 国立・国定公園の海域面積の領海面積(約43万平方km)に対する割合
 0.0065% 国立・国定公園の海中公園地区の領海面積に対する割合

自然公園計画体系図

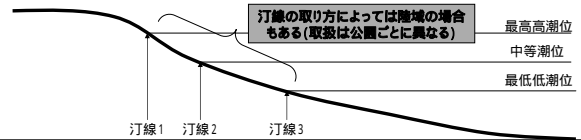


普通地域

通常の国立・国定公園においては、海域に面している陸域が公園に指定されている場合、その沖合1kmが指定される。

例外

- 知床国立公園は、沖合3km
- 瀬戸内海、石西礁湖は陸からの距離を基準とせず、独自の区域線により指定



普通地域での行為規制

以下の行為は届出が必要

- 一定規模を超える工作物(高さ5m又は水平投影面積100㎡以上)の新築・改築・増築
- 水面の埋立、干拓
- 海中公園地区の周辺1km内での鉱物掘採、土石の採取、海底の形状変更

海中公園地区

海中の景観を維持するため、区域の海面内に指定することができる。

【指定する地域】

- 海底地形に特色があり、海中動植物が豊富
- 海水が清澄、汚濁のおそれが少ない
- 水深は概ね20m以浅
- 潮流及び波浪があまり激しくない等

国立公園11公園、33地区、88ヶ所、1,409ha
 国定公園14公園、31地区、67ヶ所、1,385ha

海中公園地区での行為規制

以下の行為は、許可が必要

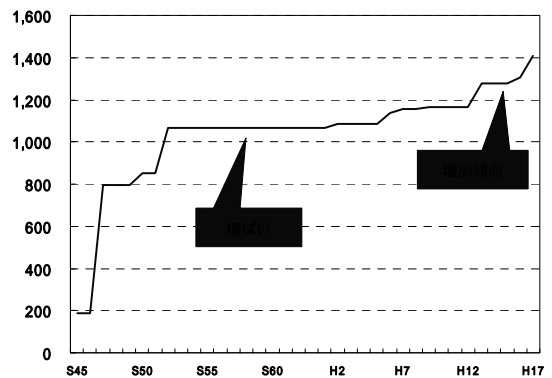
- 工作物の新築・改築・増築
- 鉱物の掘採、土石の採取
- 広告物の掲出
- 指定された熱帯魚、さんご、海藻等の捕獲
- 海面の埋立、干拓、海底の形状変更
- 物の係留 他

ただし、基本的に漁業関連行為は許可不要

海中公園地区の分布



ha 海中公園面積の推移(国立公園)



2 国立・国定公園における事業等

グリーンワーカー事業

地域の自然環境に詳しい地域住民等を雇用して、国立公園内の美化清掃、登山道補修、外来生物除去等国立公園の管理の質の向上を図るための事業。平成18年度予算3億円。

海域においては、オニヒトデ駆除、清掃活動等を実施。



平成18年度は9公園で13の事業が実施されており、総額は約2千万円

利用推進・普及啓発

国立・国定公園内では、様々なふれあい事業を行っている。また、関連施設の整備も行っている。



竹野スノーケルセンター



国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター(石垣島)

各種自然情報のモニタリング

自然環境保全基礎調査(浅海域生態系調査、モニタリングサイト1000等)により、干潟、藻場、サンゴ礁、砂浜等の情報を収集している。

自然再生事業

過去に損なわれた自然環境の再生を行うため、自然再生事業を実施。実施にあたっては、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を立ち上げて、環境調査を進めながら、関係者との協働による自然再生を推進。



沿岸域における環境省関係の自然再生事業

- 竜串(足摺宇和海国立公園)
- 石西礁湖(西表国立公園)
- 竹ヶ島(室戸阿南海岸国定公園)
- 奄美群島(奄美群島国定公園)

知床世界自然遺産地域海域管理計画

- 世界遺産リストに記載されたとき(平成17年7月)に求められたもの
- 持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立を目標とし、現行の漁業関係規則や漁業者、漁業団体が実施している自主管理措置といった漁業関連のルールを基調として作成中。
- 漁業者と積極的に連携している事例

3 海域の保護に関わるその他の制度等

4 海域保護地域をめぐる国際的動向

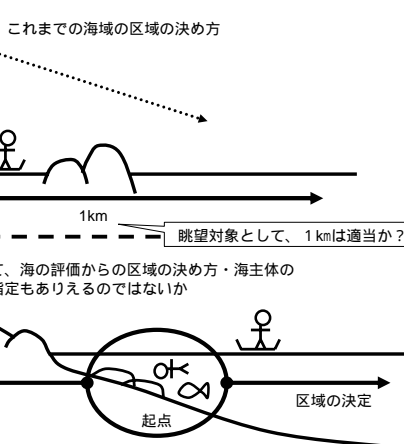
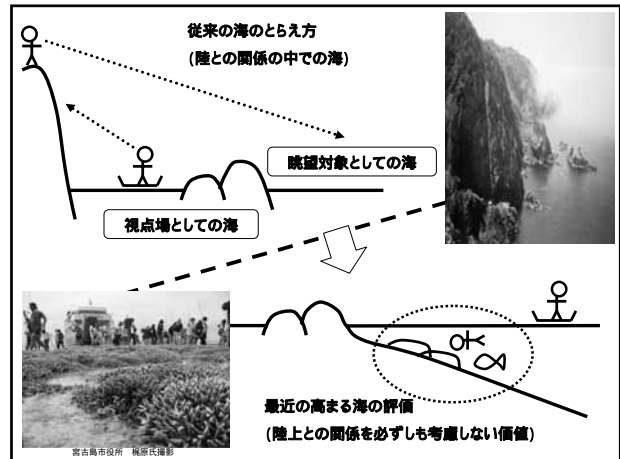
5 国立・国定公園の海域保全と利用に関する主な課題

1. 国立・国定公園における海域の位置付け・指定のあり方
2. 海域利用のあり方
3. 海域の生物多様性保全
4. 海域における開発行為
5. 陸海域の一体的な管理
6. 漁業との関わり
7. 管理体制のあり方

1. 国立・国定公園における海域の位置付け・指定のあり方

国立・国定公園内の海域は、海中公園地区の海中景観を除けば、主に陸域からの眺望対象として指定・管理されてきた。しかし、サンゴ礁、藻場、干潟等の浅海域の生態系・生物多様性の価値が見直され、沿岸におけるレジャー利用が活発化する中で、海域そのものに対する評価が高まってきている。

国立・国定公園において、海域はどのように位置づけて指定を行うべきか。また、海を主体とする公園指定もあり得るか。



2. 海域利用のあり方(1)

国立・国定公園は、利用を前提とした制度。国立・国定公園らしい海の楽しみ方を提案していくことが重要。ダイビング、グラスボート、遊漁釣り等に加え、近年では、シーカヤック、ホエールウォッチング等海域のレジャー利用の範囲が広がっている。国立・国定公園らしい海の楽しみ方はどのようなものか。

海水浴: 1,890万人、釣り: 1,470万人
 潮干狩り: 224万人、ヨット100万人(2003年)
 ダイビング: 140万人(2005年)
 レジャーボート保有量: 36.5万隻(2004年)
 シーカヤック、ホエールウォッチング・



2. 海域利用のあり方(2)

また、利用の過密による自然環境への影響や利用者間の衝突を避けるためにはどのような仕組みが必要か。

<沖縄海岸国定公園・慶良間>

一部のサンゴ礁がダイビング利用等により悪化

座間味漁協が3年半の間、ダイビングポイント3箇所を閉鎖

<宮古島・八重干潟>

- ・4月の干出時には2、3千人がサンゴ礁の上へ上陸
- ・立ち入り等の法規制はない
- ・自主ルールが遵守されていない



3. 海域の生物多様性保全

平成14年の自然公園法改正において、国等の責務に自然公園における生物多様性の確保が追加された。

海域の生物多様性保全のためには、どのような取組、仕組みが必要か。

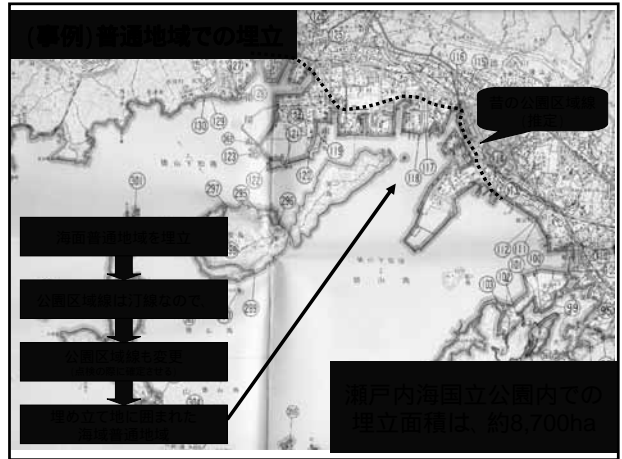


4. 海域における開発行為

一般に沿岸部は、社会経済活動の活発な地域。海岸の埋立、海岸保全施設の設置、橋梁の設置、海砂の採取等の開発圧にさらされている。

一方、国立・国定公園内の海域は、ほとんどが陸域の特別地域に比べて開発規制の緩い普通地域となっており、開発行為のコントロールは十分でない。

景観や自然環境の保全と、社会経済活動に係る開発との調整はいかにあるべきか。



(事例) 伊勢志摩国立公園 英虞湾での堤防設置等

戦後 農地確保を目的に堤防設置や干拓が行われた

今日 農地利用は少なく、ほとんどが荒地となっている

- ・英虞湾内の干潟は開発で70%以上が消失したと言われている。
- ・単位面積あたりの生物個体数は、河口干潟と比べて圧倒的に少ない。



5. 陸海域の一体的管理

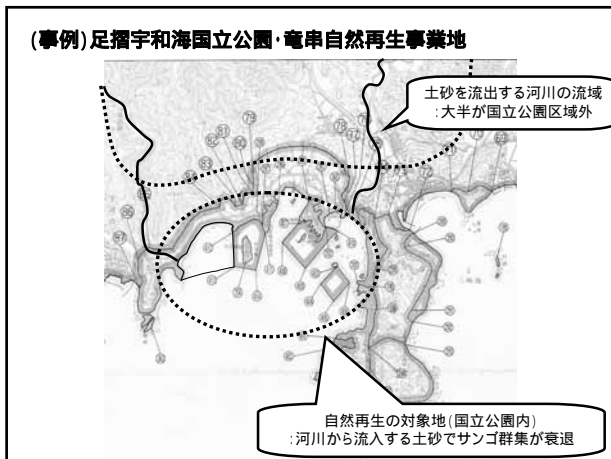
サンゴ礁、藻場、干潟等の海域は、河川の流入や生物の移動等により陸域とつながっており、その影響を受ける。

景観上、利用上の一体性もあり、海域と陸域は一体的に管理する必要があるが、どのような取組、仕組みが必要か。



生物多様性、景観、利用上の一体性





6. 漁業との関わり

国立・国定公園の海域の管理においては、漁業関係者の関与は大きい。資源管理や里海の管理、モニタリングの一端を担うのみならず、利用者に対する備船等のサービスを提供する場合もある。一方で漁業活動の中には生物多様性に負の影響を与えるものもある。

国立・国定公園の保護や利用の増進の観点から、このような漁業活動をどのように取り扱うべきか。

7. 管理体制のあり方

海域の景観・利用に関する現状と変化を把握するための調査・監視体制はいかにあるべきか。

また、漁業者・ダイバーなど海域に関係する多様な主体との連携の方策は。

